

令和元年6月17日現在

機関番号：12102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13543

研究課題名(和文)異文化理解教育の新たな課題 - ドイツの極右グループの音楽活動を中心に -

研究課題名(英文) A new educational topic of cross-cultural understanding - Musical activities of German extreme-right groups-

研究代表者

畔上 泰治 (AZEGAMI, Taiji)

筑波大学・人文社会系・教授

研究者番号：70184174

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では1) M. Grant 『偉大なる人種の消滅』(1916)、H. S. チェンバレン 『19世紀の基礎』(1899)、J. A. ゴビノー 『人種不平等論』(1853-55)の「人種論」を分析し、彼らが人間をどのように区別し、特定の人々を社会から排除する政策に適用しようとしていたかを検証した。

2) 続いて第二次世界大戦後のドイツにおける音楽文化の変遷と現代におけるその社会問題を研究した。とりわけ暴力の賞賛、同性愛者に対する誹謗、女性蔑視表現などが多用されているギャングスター・ラップ(Gangsta-Rap)音楽に対する青少年保護の観点からの取り組みを、ShindyのCD 'NWA'を例に検証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

若い世代において人気の高いラップやロック音楽には、その歌詞の中に反社会的な内容を含むものもある。本研究では異文化との共生社会の構築を目指す現代のドイツが、こうした反社会的な内容を含む文化活動に対して未成年者保護の観点から実施している規制の事例を、青少年が好む音楽の事例を通して考察した。とくに基本法(憲法)に盛り込まれている未成年者保護への義務と表現の自由の保障という、時には大きく対立する価値の衡量に注目し分析した。こうしたドイツの事例研究は、日本においても、とくにマンガやアニメなどの青少年文化をめぐるメディア規制や異文化受容の際に生じる諸問題を考える上で参考となるであろう。

研究成果の概要(英文)：The following topics were addressed in this research:1) Racism in the 20th century: Influences of racial thought of M. Grant (The Passing of the Great Race:1916), H. St. Chamberlain (The Foundations of the Nineteenth Century:1899) and J. A. de Gobineau (An Essay on the Inequality of the Human Races:1853-55) on Hitler's racism.

2) History of German music culture since 1945 was briefly reviewed, and social problems with gangster rap (or 'gangsta rap') were analyzed using an example of German rapper Shindy's CD 2013: German rapper Shindy released a music album "NWA" with the major star Bushido. Many expressions of glorification of violence and discrimination towards the LGBT community or women have been used in this CD and music video, and it has been classified as harmful by the Federal Review Board for Media Harmful to Minors.

研究分野：ドイツの社会と文化

キーワード：青少年保護 メディア規制

1. 研究開始当初の背景

第二次世界大戦後のドイツは、すべての人々が平和に共存できる社会の構築を目指し、ナチ政権下で行われた民族主義に基づく差別への反省を学校教育や社会政策に取り入れてきた。しかし、こうした努力にもかかわらず、ドイツにおいては急増した外国人を前に、若年者を中心に外国人排斥を唱える活動が繰り返されている。それはコンサートや CD、DVD、インターネット等を利用した音楽を通じた活動にも見られる。こうした事態を前にドイツの教育現場や青少年保護に取り組む諸組織はその対応に迫られている。

2. 研究の目的

本研究は、国際情勢の変化の中で移民や難民などの外国人が増加する現代ドイツにおいて、CD やインターネットなどの音楽関連メディア媒体を通して発信されている、外国人や社会的マイノリティに対する敵意や侮蔑、排斥感情等を分析し、また青少年保護の観点からなされているこうした状況に対する対策における諸問題を明らかにすることを主たる目的としている。

3. 研究の方法

本研究は以下の方法で実施された：

- 資料の分析：20 世紀前半のドイツの異文化理解や社会政策に影響を与えた「人種論」に関する作品の分析。現代ドイツの音楽 CD・DVD、インターネットにより配信される音楽活動の分析。
- ドイツにおける調査：路上などで展開されている政治・音楽活動の実態調査。青少年保護活動従事者へのインタビュー。

4. 研究成果

(1) 20 世紀前半のドイツの社会政策に影響を与えた人種主義

人種主義に支えられたヒトラー体制が崩壊した後のドイツにおいて目指された、異文化との共生社会の構築は、経済状況の変化や国際情勢の流れの中で多くの課題に遭遇した。それは 21 世紀になってもドイツの重要な政治テーマとなっている。2014 年に行われた「西洋のイスラム化に反対する欧州愛国者」(PEGIDA)の活動や、とりわけギリシャの経済危機に対するドイツの過大な支援に反対して 2013 年に結成された「ドイツのための選択肢」(AfD) がドイツ国内の政治状況に与えた影響は大きい。2015 年以降、中東やアフリカなどからの大量の難民が、とりわけドイツを目指して押し寄せる「欧州難民危機」(European refugee crisis) を前に AfD は反 EU 姿勢を強め、ドイツの世論形成を先導してきた。そして AfD は 2017 年 9 月のドイツ連邦議会(下院)選挙においては、極右政党としては戦後初めて国会に議席を獲得しただけでなく、第一野党となった。この結果が示すように、ドイツの難民政策は、換言すれば非ヨーロッパ圏出身者の受け入れ政策は、今大きな転換期にある。

本研究ではまず、20 世紀前半のドイツにおける社会政策形成に影響を与えた「人種論」に関する代表的な三冊を取り上げた。即ち、マディソン・グラント『偉大なる人種の消滅』、ヒューストン・ステュアート・チェンバレン『19 世紀の基礎』、ゴピノー『人種不平等論』を中心に、「人種」と文明に関する彼らの認識を検証した。有色人種に対する白色人種の優位性に関する彼らの認識には共通性はあるが、ヨーロッパ地域に暮らす人々を民族的に細分化し、その間の優位性に関する認識には三者には相違がある。「人種」と文明に関するこうした知見は 20 世紀前半の欧米諸国の社会政策にも影響を与えている。例えば、「北方人種」とその他の民族との区別の必要を唱えるグラントの知見は、出身地に応じた受け入れ割り当てを盛り込んだ 1924 年の米国の移民法の中にその影響がうかがえる。また、肌の色等に基づき白色、黒色、黄色「人種」を区別し、自然が設けた人種は

文明の源でもあるとみなしていたゴビノーにとっては、その区別が崩れること、換言すれば「混血」は白人の、ヨーロッパ文明の崩壊を意味しており、この認識はヒトラー時代のドイツにおける人種政策においても大きな影響を与えている。ヒトラーはまたチェバレンを高く評価していたが、両者における「アーリア人種」に関する認識には相違点もあった。総じて言えることは、ヒトラーの人種主義的思考にはとりわけ 19 世紀以降のアメリカ、イギリス、フランスなどにおいて流布していたその時代の人類学や生物学、遺伝学などの科学的認識が大きく影響していたということであり、また人間を区別する「人種」という指標、各「人種」間には優劣が存在するという認識は、ドイツだけではなく広く欧米に流布し、それが「科学的」認識となり、国内から非欧米人を排斥する政策を正当化する根拠を形成していたということである。

(2) 音楽を利用した社会的弱者等への攻撃の問題

戦後ドイツにおける音楽と暴力の関係についての注目すべき出来事としては、1990 年代後半の攻撃的で過激な歌詞をとまなうバトル・ラップ(Battlerap)の登場である。ベルリンでは Markus Staiger の音楽カフェ Royal Bunker Berlin に集まった音楽家たちの影響力が大きかった。21 世紀になると音楽レーベル Aggro Berlin が設立され、この中から Bushido や Sido、Kool Savas、Kay One などギャングスター・ラップ(Gangsta-Rap)の活動家が現れた。Bushido をはじめ、このジャンルの音楽の歌詞は暴力の賞賛や同性愛者に対する誹謗、女性蔑視表現なども多く含み、音楽を用いたヘイトスピーチ活動として大きな問題を投げかけている。

しかし同時に、PEGIDA や AfD 活動に顕著に現れている排外的な主張に抗して、反ファシズムを唱え、また性的マイノリティを支援する音楽活動家も現れていることも認識しておく必要がある。刺青、カラフルな頭髪、ピアス、スニーカースタイルなど、パンクとヒップ・ホップの要素を混ぜた、喧嘩ラップ(Zeckenrap)と呼ばれるこの音楽スタイルは、既存の音楽に抗するカウンター運動としての活動である。女性ラップ歌手 Sookee (本名: Nora Hantzsch) やハンブルク出身の Swiss はこのジャンルの代表的な人物で、性差別や同性愛嫌悪、レイシズムに反対するラップ音楽を発表している。

近年において青少年保護との関連から注目された音楽をめぐる問題としては、例えばラップ音楽活動家 Shindy が 2013 年 7 月 12 日に発表したデビュー CD „NWA“がある。収録曲には歌詞の中に同性愛者に対する侮蔑表現や政治家への威嚇表現などが多く含まれていた。この CD は発売開始から売り上げを伸ばし、またこの CD に収録されている曲 „Stress ohne Grund“のインターネット・ビデオは、公開から 48 時間後には 100 万回を超える再生を記録した。こうした状況を前に、発売から 3 日後の 2013 年 7 月 15 日、「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」は「未成年者保護法」に基づき、この CD の有害認定を求めて BPjM に提訴した。その理由は、この CD に含まれている歌詞やビデオ表現は未成年者を粗暴化させ、暴力行為を刺激し、自ら責任をもって行動することができる人間へと児童・青少年が成長することを旨とする社会理念を危うくする、ということであった。BPjM の審査の中で争点となったのは、バトル・ラップという音楽ジャンルの特徴となっている、過激で挑発的な言葉の使用が、芸術作品という理由でどこまで許容・保護されるのか、また歌詞における過激な言葉やビデオに表現された表現が青少年に与える影響力の評価であった。CD 制作者側の代理人は、曲中で使用されている過激で挑発的な言葉は実際に身体に向けて行われる暴力とは異なること、またこれらの歌は CD やビデオ視聴者に対して暴力の実行を呼び掛けているものではないこと等を主張し、青少年に対する有害性の否定を主張した。

この CD に対する審査は、青少年の反響の大きさから、早急な対応が望まれること、またこれまでの審査経験から最終的にも未成年者有害メディアリストへの掲載が見込まれる明白性を有してい

ると判断され、3名の委員による簡易手続きにより実施された。青少年保護を目的とした法律「未成年者保護法」は、あるメディアが児童・青少年を社会倫理的に誤った方向に導く傾向のものであることが明白である場合(第23条第1項)や、児童・青少年の発達を、あるいは自己の責任を自覚し、共同体での生活を営むことができる人間へと児童・青少年を育て上げる教育を危うくする性格のメディアであることが明白である場合(第18条第1項1)には、未成年者に対する当該メディアの取り扱いを規制することを認めている。即ち、簡易での審査委員会においては、3名の委員が一致して有害性を認めた場合には、当該メディアは暫定的に「未成年者有害メディアリスト」に掲載され、未成年者に対する販売や貸与等が禁止される。BPjMは今回の審査以外にもこれまでにバトル・ラップやギャングスター・ラップ、ヒップ・ホップ等の様々なジャンルの音楽に関してすでに多くの審査を行っていた。この審査決定書は、未成年者保護と芸術・表現の自由の価値衡量という争点に関して、日本におけるマンガ規制等のメディア規制議論にとっても興味深い見解を示している。

暴力の描写について：CD制作者側の代理人は、表現内容とならび表現の方法が作品の価値に大きく関わる芸術作品においては、有害性の判断に際しては表現された内容だけではなく、ジャンル特有の手法も考慮されるべきであると主張した。即ち、過激で挑発的な言葉の使用はラップ音楽の本質であることを審査においては考慮するよう求めた。しかし、これに対して審査委員会はまず、このCD内の曲には実在する人物を、暴力行為を示唆して威嚇し、卑猥な言葉を用いて侮辱し、貶めている箇所があること、またそれが多用されていることを指摘し、これらは青少年を社会倫理的に誤った方向に導く作用を持ち、青少年を荒ませる作用を持つメディアに該当すると判断した。

暴力行為へと唆すメディア：「未成年者保護法」は、青少年を「荒ませる」作用も持つメディアとならび、青少年を「暴力行為へと唆す」メディアもまた未成年者有害メディアに該当するとしている。暴力行為が模倣するに値する、「手本となるような表現で」描かれている場合等には、それは青少年を「暴力行為へと唆す」メディアと判断される。審査委員会は、歌手のスター性や、歌われている脅迫的で侮蔑的な内容そのものと並び、その表現方法に注目し、そこには青少年にとって行動の手本となるような表現演出が行われており、青少年を「暴力行為へと唆す」作用が認められると判断した。

同性愛者や女性に対する侮辱と差別：審査委員会はまた、このCDでは同性愛者を侮蔑する表現や、男が勝手に利用できる単なる性的対象として女性を描いていることの問題性を指摘し、そこには女性の心情を無視し、隷属化しようとする傍若無人な姿勢が示されていると指摘した。またその表現は青少年には、女性に対する振る舞いの見本例として理解され、それは青少年を誤った方向に導く危険性が高いとの判断を示した。

有害性判断におけるメディア利用者の位置づけ：過激で攻撃的な表現が用いられることの多いバトル・ラップでは、当てこすりや解釈に多様性のある多義語、隠語等も多用される。今回の判断においてはまず、ドイツ憲法裁判所の判決に従い、未成年者保護が問題となる場合の歌詞やビデオ映像の解釈においては、作品内に表現された演出等だけではなく、作詞家や実演者が他の機会に述べた発言等、当該作品をとりまく文脈全体への考慮と、当該メディアの主たる受容者層の基本的な認識・理解力、知識状況、生活環境等も含めて、当該メディアが、未成年者に対して有害性を持つか否かが判断される、との見解が示され、その上で、審査委員会はこのCDの有害性を認めた。ギャングスター・ラップというジャンルにおいても、とりわけ青少年はミュージシャンのステータスに憧れ、実際にその立ち振る舞いを真似ようとする傾向が強いこと、また歌詞の解釈においては危害を受けやすい未成年者の理解力の視点から判断することの重要性が決定書では指摘された。

粗暴性と攻撃的な音楽視聴の関係：未成年者に対する危険性を懸念して対向措置を取ろうとしようとする際には、潜在的な危険性と実際に生じる犯罪的行為との間の、また当該メディアの消費と

実際に生じた犯罪的行為の間の関連性がつねに議論の争点となる。本件においても CD 制作者側の代理人は、問題性が指摘された楽曲の中で示された暴力に関連する表現は、このジャンルの特徴でもある過激な言葉による表現の範囲内に留まるものであり、それは現実世界における暴力の実行を予告したり、またその行為の実行を視聴者に示唆したりしているものではないことを主張し、当該楽曲の危険性と有害性を否定していた。しかし、これに対して審査委員会は、「言葉が恒常的に荒廃化している状況」は、実際に暴力を行うことを抑止する「阻止閾」(Hemmschwelle)や他者と感情を共有する力の壁を押し動かす傾向にあるとの判断を示した。また、青少年保護の観点からは、表現された暴力行為を未成年者が、歌詞やビデオで表現されたそのままの形で直接模倣する危険性がどれだけ深刻であるかだけでなく、換言すれば、テキストの中に表現された行為を未成年者がそのままの形で実行する危険性がどれだけ深刻であるかだけでなく、描かれた表現によって、他者に対する未成年者の感情共有が減少する危険性が存在し、その結果として何らかの暴力行為が刺激されるものであれば、そのメディアは未成年者を粗暴化させ、荒廃させる作用を持つと判断される、との見解も示している。具体的には、他者に対する思い遣りや敬意を、自分とは関係のないもの、そのようなものには何の価値もないと表現しているメディアや、また社会生活や共同生活において人々との間に軋轢が生じた際に、他の適切な解決手段を無視して暴力を優先的に用いてそれを解決しようとしているメディアは、青少年を粗暴化する作用を持つメディアに該当することになる。そして当該の CD 作品にはそれが当てはまると審査委員会は判断している。また審査委員会は、たとえ「言葉という形式での暴力」であっても、当該 CD ではこうした暴力を用いた威嚇表現や差別表現が多用され、それは言語表現上での暴力と現実の暴力との次元が区別できない程にまで濃縮されていて、年齢の若い聴取者に対して著しい危険性を持っていると判断した。その判断根拠として審査委員会は米国ラップ音楽家„2Pac“や „The Notorious B.I.G.“ が殺害された事例を挙げ、「ラップゲーム」における言葉の戦いにおいても、青少年がその言葉を戯れの表現とは理解せず、そのままの意味で受け取ることも否定できないこと、とりわけ暴力肯定姿勢が前面に押し出されている場合にはその危険度が高いと指摘し、本件はこれに該当すると判断した。即ち、当該 CD は、挑発的な言葉や表現を特徴とするバトル・ラップのジャンルに属するといえども、青少年保護の観点からはもはや「許容されるものではない」との判断が下された。

芸術の自由の保障と未成年者保護措置の優先性に関する衡量：今回の審査では、CD 制作者側の代理人は基本法第 5 条 3 項に定められた「芸術の自由」の保障を求めていた。これに対して審査委員会は、芸術の自由の保障の判断は、唯一芸術作品の創作行為という狭い範囲のみに限定されるものではなく、それはまた芸術が及ぼす「作用領域」の利益も含めて判断されることを指摘した。即ち、作品の普及に関する領域の利益も含めて保障されると指摘した。こうした前提に立ち、審査委員会は、芸術の自由の保障と未成年者保護の利益の衝突が問題となった事例では、狭い意味での芸術の自由の保障に対して絶対的な優越性が与えられているわけではなく、個々の事例に即して両者の利益の衡量がなされるべきであるとする憲法裁判所の判決に基づき判断を行い、未成年者に対するこの CD の販売等の規制を伴う決定を下した。

<参考文献>

Grant, Madison, *The Passing of the Great Race*. 1916.

Chamberlain, Houston Stewart Chamberlain, *Die Grundlagen des neunzehnten Jahrhunderts*. 1899.

de Gobineau, Joseph Arthur Comte, *Essai sur l'inégalité des races humaines*. 1853-55.

„Rap-CD »NWA« des Interpreten »Shindy« indiziert“. In: BPJM Aktuell 3/2013, S.3-20.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

畔上泰治、未成年者有害メディア審査と芸術の自由の保障 - Shindy のラップ CD ”NWA “を例に
-、*Southern Review* 査読有、No.33、2018、87-103

畔上泰治、アレックス・カピュ『アフリカで一番美しい船』 - 弁証法的ジェフリー・スパイサー・
シムソン像 -、*Southern Review* 査読有、No. 31、2016、27-43

〔学会発表〕(計 2 件)

畔上泰治、不満と不安の身体表現活動としての音楽 - 現代ドイツ社会における RechtsRock をめぐ
って -、沖縄外国文学学会、2018 年

畔上泰治、アフリカの陸路を走る民間船 - 東アフリカ・タンガニーカ湖の覇権をめぐる第一次世
界大戦 -、沖縄外国文学学会、2016 年

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号 (8 桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や
研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責
任は、研究者個人に帰属されます。